
銚田市土採取事業規制条例

届出の手引き

銚田市建設部都市計画課

令和5年10月

目 次

I	銚田市土採取事業規制条例について	1
1	制定・改正の経緯	1
2	条例の骨子	1
3	土採取事業の流れ	3
4	事業着手後の手続等	4
5	事業に対する措置命令、停止命令の流れ	4
6	土採取事業を実施する方への留意事項	5
II	事前協議から届出までの手続きについて	7
1	事前協議から届出までの流れ	7
2	事前協議申出書の提出	8
3	事前協議の内容	9
4	事業協議の終了	10
5	事前協議の失効	10
6	届出書の提出	10
7	届出書の受理及び協定書の締結	10
III	届出書等作成要領	11
1	土採取事業届出書（規則様式第1号）の記載	11
2	土採取事業届出書添付書類の作成	17
	土採取事業規制条例届出書の必要書類チェック表	19
IV	指導技術基準	20
1	掘削について	20
2	災害防止等について	21
3	公害及び保安対策について	22
4	交通対策について	22
5	緑の保護と緑化について	23
V	事業着手後の手続き等について	24
1	変更の届出	24
2	完了の届出等	25
3	地位の承継の届出	25
4	標識及び勾配表示杭等の設置	26
5	土採取事業状況報告	26
6	書類の備付及び閲覧	26

I 銚田市土採取事業規制条例について

1 制定・改正の経緯

土を採取する事業については、土を販売もしくは事業の用に課すことを目的として採取が行われます。この際、無作為に土を採取することから、通称「バツケ」と呼ばれるような崖を生み出すこととなり、土砂災害や採取後の適正な整備が図れない事例が見受けられるようになったことから、昭和 49 年に県内の各市町村において条例を制定し、必要な規制を開始しました。

しかしながら、近年、**土採取事業においては、掘削する場所の周辺の土地のうち最も低い部分よりも低く掘削することは、禁止**しているものの、良質な山砂が採取できることから掘削し販売することが慣例のようになりました。(この行為は、砂利採取法(昭和 43 年 5 月 30 日法律第 74 号)の規定による砂利採取に該当し、土採取事業では行えません。)

そして、深く掘削してしまった所に、掘削により発生した粘土により埋戻しを行い、またダンプが出入りし、バックホーが常時置かれている採取場を利用し、不良残土や産業廃棄物を搬入し埋め立てる事例が見受けられるようになりました。

さらには採取のための進入において道路より低い土地で土を採取するなどの事例も見受けられ無秩序な土採取により自然環境の保全が図れなくなるおそれが生じてきたために、旧銚田町において、平成 17 年 3 月 14 日に条例を改正し、平成 17 年 4 月 1 日より必要な規制を開始しました。

また、平成 17 年 10 月 11 日に旭村、大洋村、銚田町が合併し、銚田市が誕生しました。銚田市においては、旧銚田町における改正条例を基に制定されました。

2 条例の骨子

(1) 届出制(条例第 6 条)

採取面積 1,000 m²以上又は採取土量 2,000 m³以上の土の採取について届出制とし、災害の防止や採取跡地の緑化計画等を事前に審査します。

採取面積及び採取土量は、採取前の形状から継続して合計の面積及び土量で判断します。

(2) 掘削の基準

ア 採取工法

土の採取に伴う土砂の流出等の災害防止を主眼としていることから切下げ方式により行ってください。

イ 掘削の深さ設定・制限

掘削する場所の周辺の土地のうち最も低い部分よりも低く掘削することは禁止します。

ウ 掘削

計画地盤高さより深く掘削する行為は禁止します。また、将来に渡り土砂崩れ等が起きないことが確約されないため、**隣接地等からの保安距離を必ず設ける**ことを義務付けています。

エ 最終法面

法面の切土勾配は、土砂災害の防止と法面の緑化保護をするため基準を設けるとともに、基準にあった施工を義務付けています。

オ 表示杭

上記のウ 掘削、エ 最終法面が基準にあった施工がされるために、**隣接地等からの保安距離、最終法面の勾配及び計画地盤高さを表示する杭を設ける**ことを義務付けています。

(3) 災害防止

土を採取するにあたって、事業中および採取跡地の適正な整備が図れるよう、土砂の崩落や流出を防止するための対策について基準を設けるとともに、基準にあった施工を義務付けています。

この際、**他の土地から発生した残土（改良土）を資材として使用することはできません。**

(4) 他法令等による違反

産業廃棄物や不良残土及び改良土などを搬入し不法に埋立てを行う行為は、廃棄物処理法及び残土条例により禁止されており、罰せられます。土採取事業において、このような行為を行った場合、環境保全の観点から採取跡地の適正な整備が図れないことから事業を停止し、罰します。

また、砂の採取は砂利採取法の規制を受けますので、土採取事業では行えません。なお、**土採取事業では、砂利採取法のように埋め戻しは行えません。**

(5) 立入検査（条例第 16 条）

職員に立入検査の権限を付与し、違反者には罰則の適用のほか、廃棄物及び残土等の搬入などがあった場合は撤去義務を課しています。

(6) 定期的な検査・巡回（条例第 17 条）

事業の進捗状況について書面により報告することを義務付けるとともに、災害防止対策状況や掘削状況を検査します。

また、定期的に採取現場を巡回します。

(7) 罰則（条例第 21 条から第 25 条まで）

措置命令違反又は無届の事業に係る停止命令に違反して事業を行った場合は、6 ヶ月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金を科します。

3 土採取事業の流れ

詳細は、「II 事前協議から届出までの手続きについて」(P7)及び「III 届出書等作成要領」(P11)を参照してください。

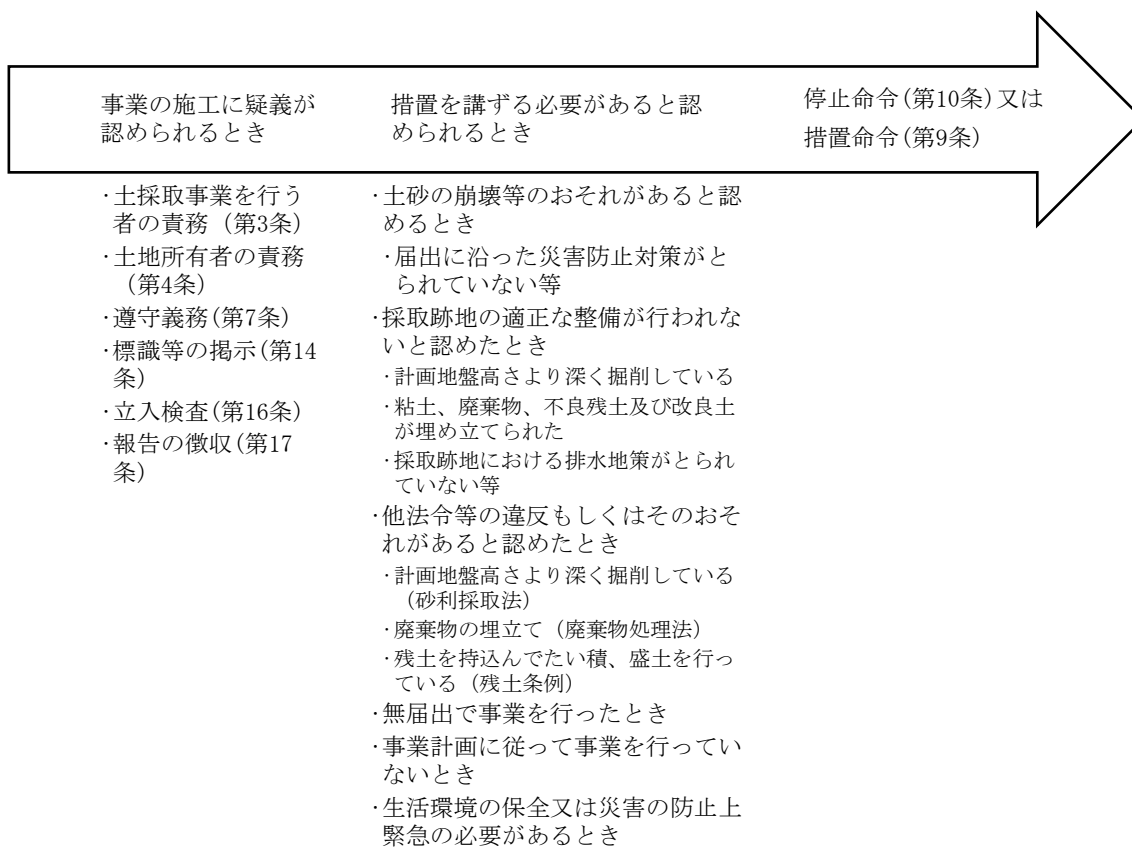


4 事業着手後の手続等

事業着手後、次のような場合には手続きが必要となることに留意してください。
 詳細は、「V 事業着手後の手続き等について」(P24)を参照してください。

項目	必要な手続
採取区域の拡大、採取期間の延長等の届出内容を変更する場合	変更する前に変更届出書を提出 ○ 変更届出書を提出する前に要領に基づく事前協議が必要となるので注意すること。 ○ 変更届出書を提出しないで採取区域の拡大等をした場合は、事業停止のうえ是正が必要となるので注意すること。
事業を譲渡した場合	30日以内に承継届出書を提出
事業を完了、停止又は廃止した場合	10日以内に完了(廃止・停止)届出書を提出
事業を再開した場合	10日以内に再開届出書を提出
市長が報告を求めた場合	土採取事業状況報告書を提出

5 事業に対する措置命令、停止命令の流れ



6 土採取事業を実施する方への留意事項

(1) 土地の規制を行う関係法令について

この条例以外の法令で土地の規制があるものについては、それぞれの法令の適用を受けることになり、許認可等が必要なものについては、併せて許認可等を取る必要があります。(別表参照)

主な関係法令	担当部署	備考
文化財保護法 (埋蔵文化財の確認)	教育委員会	埋蔵文化財が所在する場合は、その取扱いについて調査等の調整が済んでから届出ること。
森林法 (森林を伐採する場合)	農業振興課 県鹿行農林事務所	伐採届出 林地開発許可 伐採面積により許可又は届出
農地法 (区域内に農地がある場合)	農業委員会	農地転用 (一時転用を含む。)
農業振興地域整備法 (区域内に農地がある場合)	農業振興課	農振農用地除外
銚田市公共用財産の使用に関する条例 (区域内に赤道等がある場合)	道路建設課	使用許可
道路法 (県道や市道に隣接する場合)	道路管理者	第 24 条工事承認 第 32 条占用許可
土壌汚染対策法 (土地の形質変更面積が 3,000 m ² 以上の場合)	県鹿行県民センター 環境・保安課	土地の形質の変更届出

(2) 土採取事業の採取区域の考え方について

ア 進入道路や保安距離等の採取区域面積上の取扱い

採取面積については、実際に土採取に供する区域の面積をいい、進入道路や保安距離等は含めません。ただし、進入道路であっても、土の掘削等を行い法面が生じる場合は、採取面積に含めます。

イ 届出対象規模未満の土採取事業完了後に再度土採取事業をする場合の取扱い

届出対象規模未満の土採取事業を完了後に隣接地で土採取事業をする場合は、一体の事業として取扱います。この場合の採取面積は合計面積とし、その規模が届出対象規模以上の場合は、届出が必要となります。

別 表

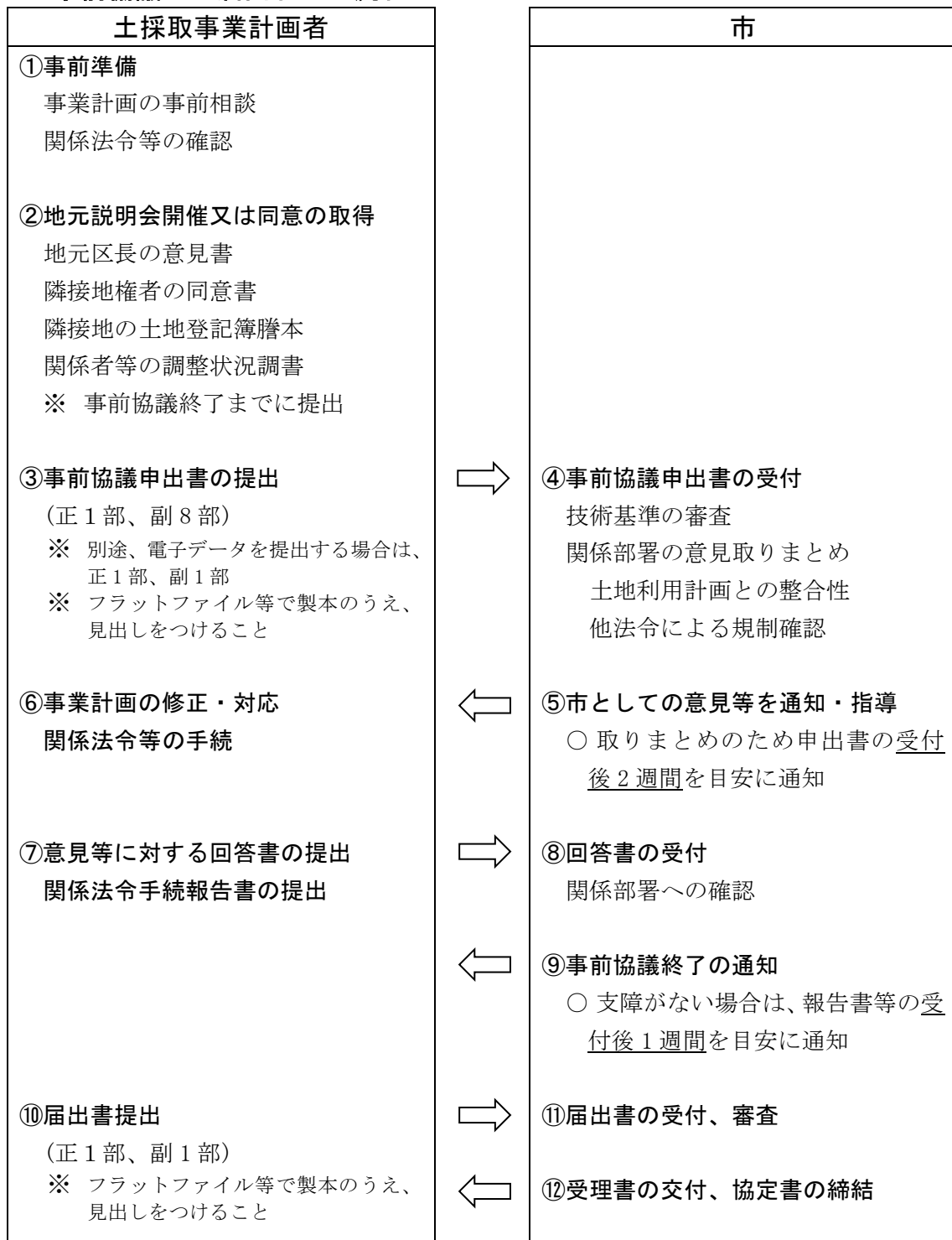
土地の規制を行う関係法令

- | | |
|----|--|
| 1 | 自然環境保全法(昭和 47 年法律第 85 号) |
| 2 | 茨城県自然環境保全条例(昭和 48 年茨城県条例第 4 号) |
| 3 | 首都圏近郊緑地保全法(昭和 41 年法律第 101 号) |
| 4 | 自然公園法(昭和 32 年法律第 161 号) |
| 5 | 茨城県立自然公園条例(昭和 37 年茨城県条例第 17 号) |
| 6 | 農業振興地域の整備に関する法律(昭和 44 年法律第 58 号) |
| 7 | 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成 14 年法律第 88 号) |
| 8 | 森林法(昭和 26 年法律第 249 号) |
| 9 | 農地法(昭和 27 年法律第 229 号) |
| 10 | 茨城県公共物管理条例(昭和 33 年茨城県条例第 5 号) |
| 11 | 道路法(昭和 27 年法律第 180 号) |
| 12 | 河川法(昭和 39 年法律第 167 号) |
| 13 | 砂防法(明治 30 年法律第 29 号) |
| 14 | 地すべり等防止法(昭和 33 年法律第 30 号) |
| 15 | 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和 44 年法律第 57 号) |
| 16 | 海岸法(昭和 31 年法律第 101 号) |
| 17 | 公有水面埋立法(大正 10 年法律第 57 号) |
| 18 | 港湾法(昭和 25 年法律第 218 号) |
| 19 | 都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号) |
| 20 | 屋外広告物法(昭和 24 年法律第 189 号) |
| 21 | 建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号) |
| 22 | 茨城県風致地区内における建築行為等の規制に関する条例(昭和 45 年茨城県条例第 20 号) |
| 23 | 文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号) |
| 24 | 茨城県文化財保護条例(昭和 51 年茨城県条例第 50 号) |
| 25 | 食品衛生法(昭和 22 年法律第 233 号) |
| 26 | 公衆浴場法(昭和 23 年法律第 139 号) |
| 27 | 旅館業法(昭和 23 年法律第 138 号) |
| 28 | 墓地、埋葬等に関する法律(昭和 23 年法律第 48 号) |
| 29 | 温泉法(昭和 23 年法律第 125 号) |
| 30 | 道路運送法(昭和 26 年法律第 183 号) |
| 31 | 国有財産法(昭和 23 年法律第 73 号) |
| 32 | 国土利用計画法(昭和 49 年法律第 92 号) |
| 33 | 土壌汚染対策法(平成 14 年法律第 53 号) |

II 事前協議から届出までの手続きについて

土採取事業の届出にあたっては、届出（変更届出を含む。）を行う前に、「銚田市土採取事業の規制に関する事前協議要領」に基づく事前協議手続きが必要です。

1 事前協議から届出までの流れ



2 事前協議申出書の提出

(1) 提出書類

土採取事業に関する事前協議申出書・土採取事業計画書(事前協議要領様式第1号)及び次の添付書類を提出してください。

- ・ 採取場の位置図 (縮尺 1/1,000 程度)
- ・ 採取場周辺見取図 (縮尺 1/1,000 程度)
- ・ 国道又は県道までの搬出路平面図 (縮尺 1/1,000 程度)
- ・ 採取区域の実測平面図 (縮尺 1/1,000 程度)
- ・ 採取区域の実測平面図に採取後の計画地盤を記載したもの (計画平面図)
- ・ 採取区域の実測縦断面図に採取後の計画地盤を記載したもの (計画縦断面図)
- ・ 採取場及び隣接する土地の公図写し
- ・ 採取区域の土地登記簿謄本
- ・ 届出者の住民票の写し及び身分証明書 (*法人の場合は、法人登記簿謄本及び代表者の身分証明書)
- ・ 土地の使用権限を証する書類
- ・ 雨水排水計画図 (採取中・完了形)
- ・ 土砂流出防止計画図 (採取中・完了形)
- ・ 事業経歴書
- ・ 採取区域の土質検査を行った結果に関する書類 (*任意提出書類)

(2) 提出部数

提出部数は正本 1 部、副本 8 部です。ただし、申出書及び添付書類の電子データ (PDF 形式) を提出する場合は、正本 1 部、副本 1 部とします。

(3) 書類の製本

書類は、フラットファイル等で製本し、インデックス等で見出しをつけてください。図面等で 1 つの図面に 2 以上の内容を記載する場合には、図面タイトル等でその旨を明記してください。

(4) 書類の作成要領

ア 土採取事業に関する事前協議申出書 (事前協議要領様式第 1 号)

事業計画者は、土採取事業を行う者を記載してください。事業計画者が法人の場合は、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名を記載してください。

イ 土採取事業計画書及びその他書類等

「III 届出書等作成要領」(P11)を参照してください。

3 事前協議の内容

(1) 技術基準の審査

事業計画が「IV 指導技術基準」(P20)に適合することを確認します。必要に応じて、事業計画の修正等を求める場合があります。

(2) 関係部署との協議

関係部署と協議のうえ次の書類を提出してください。提出部数は正本 1 部、副本 1 部です。

ア 市長からの意見等に対する回答書

関係部署の意見を集約し、事業への意見書を通知しますので、この意見書への対応等について回答してください。

イ 関係法令手続報告書（事前協議要領様式第 2 号）

関係課協議後、各課の意見により関係法令の手続きについて指導を受けて、その許可申請等の手続き状況を報告してください。

【協議関係部署】

- ・ 総務部 危機管理課（交通・消防水利等）
- ・ 教育委員会 生涯学習課（埋蔵文化財）
- ・ 環境経済部 農業振興課（農振・土地改良等）
- ・ 市民部 税務課（固定資産税）
- ・ 環境経済部 生活環境課（騒音・廃棄物対策・残土条例等）
- ・ 農業委員会事務局（農地対策）
- ・ 建設部 道路建設課（道路・水路・放流同意等）
- ・ その他関係課

(3) 地元関係者との調整

地元関係者と協議のうえ次の書類を提出してください。提出部数は正本 1 部、副本 1 部です。

ア 地元区長の意見書（指導要領様式第 4 号）

イ 隣接地権者の同意書（指導要領様式第 3 号）及び隣接地の土地登記簿謄本

ウ 地元関係者等の調整状況調書（事前協議要領様式第 3 号）又は同意書

- ・ 周辺住民又は地元区長から要求があった場合は、地元関係者に対する説明会を開催し、その結果を地元関係者等の調整状況調書により提出してください。
- ・ 説明会における地元関係者とは、地元区長、採取区域に隣接する土地の所有者、地元区長と相談して決定した範囲の周辺住民とします。
- ・ 地元区長と相談して説明会の開催に代わり地元関係者の同意書を取得した場合は、その同意書を提出してください。

4 事業協議の終了

3 事前協議の内容の(1)技術基準の審査、(2)関係部署との協議、(3)地元関係者との調整に関する全ての調整が済んだ場合は、事前協議終了となり、その旨を通知します。

5 事前協議の失効

地元区長の意見書の提出があった日から起算して1年以内に届出がない場合は、事前協議申出書が取り下げられたものとみなします。

6 届出書の提出

(1) 提出時期

届出は、事前協議の終了の通知を受けた後に提出してください。

(2) 提出書類

土採取事業届出書（規則様式第1号）及び「III 届出書等作成要領の2 土採取事業届出書添付書類の作成」（P17）に記載する添付書類を提出してください。なお、提出前に「土採取事業規制条例届出書の必要書類チェック表」（P19）でチェックしてください。

(3) 提出部数

提出部数は、2部（正本1部・副本1部）です。

(4) 書類の製本

届出書類は、フラットファイル等で製本し、添付書類にはインデックス等で見出しをつけること。図面等で1つの図面に2つ以上の内容を記載する場合には、図面タイトル等にその旨を明記しておくこと。

7 届出書の受理及び協定書の締結

届出書等に不足又は不備等がない場合は、受理書（規則様式第7号）を交付します。また、市、事業者及び土地所有者間において協定書の締結を行います。

III 届出書等作成要領

1 土採取事業届出書（規則様式第1号）の記載

(1) 届出者

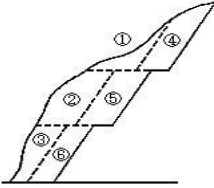
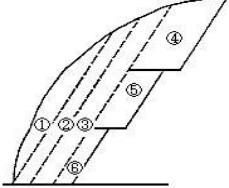
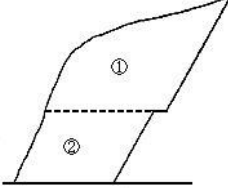
土採取事業を行う者を記載すること。届出者が法人の場合は、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名を記載すること。

また、届出者の印は実印を押印すること。

(2) 採取計画

1 土の採取場の区域	
所在、地番及び面積	<ul style="list-style-type: none"> ○ 採取区域の地番を全て記載すること。 ○ 実測による面積を記載すること。 ○ 一筆の土地の内、一部を採取区域とする場合は、「地番」については「〇〇番の一部」、「面積」については「〇〇〇㎡の内、〇〇〇㎡」と記載すること。
土地を使用する権利の種類	○ 所有権、賃貸借又は使用貸借等の権利関係を記載すること。

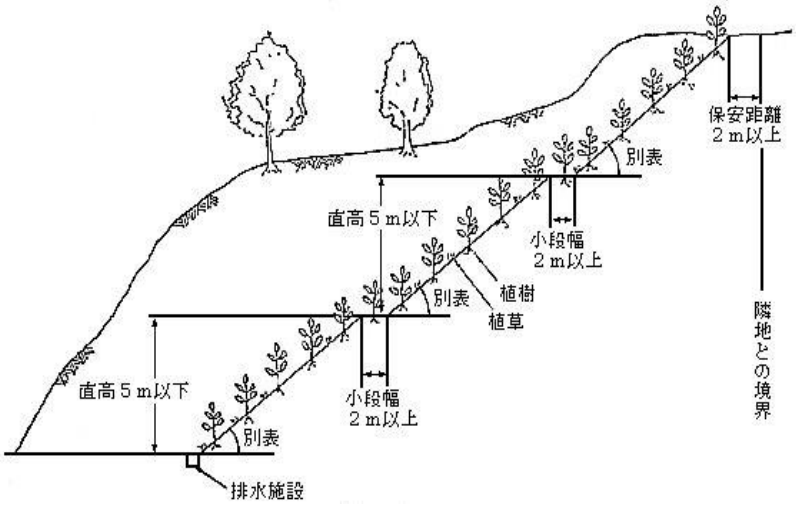
2 採取する土の量及び採取期間	
(1)採取土量	○ 平均断面法等による土量を記載すること。
(2)採取期間	<ul style="list-style-type: none"> ○ 原則、最高で2年とし、期間延長の場合も一回、最高で2年とする。 ○ 算出方法について <ul style="list-style-type: none"> ・ 採取する土の総量を1ヶ月の採取量で除して得られた期間に若干の準備期間（1ヶ月程度）と採取後の緑化保護施工期間（1ヶ月程度）を加えた期間とする。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px auto;"> $\text{総採取土量} / 1 \text{ヶ月の採取量} + 2 \text{ヶ月（準備・緑化期間）}$ </div> ・ 1ヶ月の採取量については、採取する機械の能力、1ヶ月の平均稼働時間及び1日当たりの搬出量等から算出すること。 ・ 初めから販売の不振を見込んだ長期間の設定は行わないこと。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 採取期間設定の例外について <ul style="list-style-type: none"> ・ 大規模な土採取事業であって森林法に基づく林地開発許可等を受けて行う事業については、上記の基準を適用しない。
(3)作業時間	○ 騒音公害になるような早朝深夜及び児童の通学時間に考慮した設定を行うこと。早朝深夜作業は、廃棄物等の埋立ての疑義を生じる原因にもなるので、行わないこと。

3 土採取事業の方法及び土採取事業のための施設に関する事項	
(1)土採取事業の方法	
掘削の手段	<p>○ 災害防止の観点から切下げ方式により行い、階段式工法、傾斜式工法、平面式工法のいずれかにより行うこと。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; text-align: center;"> <div style="width: 30%;"> <p>階段式工法</p>  </div> <div style="width: 30%;"> <p>傾斜式工法</p>  </div> <div style="width: 30%;"> <p>平面式工法</p>  </div> </div>
掘削する高さ又は深さ	<p>○ <u>現況の一番高い地点</u>から、計画地盤高さまでの距離を記載すること。</p>
隣地との距離(保安距離)	<p>○ 隣接地から最終法面の最上部までの距離(保安距離)を記載すること。</p> <p>○ 保安距離の設定について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 土の採取による崩壊により影響を及ぼすことのないようにするため、隣接地と最終法面との間には、次に掲げる保安距離を確保すること。ただし、法令その他により、これ以上の定めがある場合は、その規定によること。 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 隣接地に宅地、道路並びに鉄道及び鉄塔の敷地がある場合は、5m 以上 ▶ 隣接地に建築物がある場合は、当該建築物の軒下から 10m 以上 ▶ その他の場合は、2m 以上 <p>○ 茨城県建築基準条例に基づくがけ周囲における建築規制について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 勾配が 30 度以上かつ高さが 2m を超える法面は、茨城県建築基準条例(昭和 36 年茨城県条例第 21 号)に定める「がけ」となり、がけの周囲に建築規制が生じることに留意して、保安距離を確保すること。 <p>○ 保安距離確保の例外について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保安距離を確保する目的は、隣接地等に掘削の影響を及ぼさないためである。したがって、隣接地等に影響がなく、同じ高さまでの掘削であれば 2m 未満でもよい。 ・ 森林法に基づく林地開発許可等を受けて行う事業については、災害防止に関する基準の審査を受けているため、上記の基準は適用しない。

3 土採取事業の方法及び土採取事業のための施設に関する事項	
(2) 土採取事業に従事する者の数	
	○ 当該事業地における従事者の数を記載すること。
(3) 土採取事業のための施設	
	○ バックホーの能力等を記載すること。1 日平均稼働時間及び 1 ヶ月平均稼働時間についてももれなく記載すること。
(4) その他の施設	
	○ 現場事務所等を記載すること。

4 土採取事業に伴う土砂の崩壊流出等の防止のための方法及び施設に関する事項	
土採取標識の設置場所	○ 採取場の出入口付近など、近隣住民等への周知が図れるよう配慮した場所を記載すること。
囲い柵の設置及びその方法	○ 採取区域へ容易に進入されることのないよう、仮設の鉄パイプなどにより区域を囲む手段について記載すること。
土砂等の流出の防止のための方法及び施設	○ 土採取中、集中豪雨その他の原因で土砂が付近に流出しないよう土俵積・土盛堤・柵等の仮設工を行い、完了後も土砂流出のおそれがある場合は、擁壁・ダムその他これに代り得る施設を築造し、土砂の流出に対処した施設等を記載すること。ただし、改良土や他の土地から発生した残土による土堰堤は、認めない。
排水の処理のための方法及び施設	○ 表面水によって法面の洗掘又は崩壊のおそれがある場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 法肩に接する地山に、法肩に沿って素掘側溝、コンクリートトラフ等による排水溝を設置し、地山よりの流水が法面に流れ込まないよう処置すること。 ・ 完了後は、法肩線又は小段に集排水施設を設け縦排水溝、斜水溝、更に接合点には集水柵等も考慮して円滑に排水する方法を記載すること。 ○ 湧水によって法面の洗掘又は崩壊のおそれがある場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 水抜きのための水平孔、盲渠等を設置して湧水の排除措置を講ずる方法を記載すること。
ふんじんの発生の防止の方法	○ 散水処理による場合は、水の確保及び散水を実施する機械等について記載すること。 ○ 採取場からのふんじん、運搬路から生じるホコリ等が周辺的生活環境を阻害しないよう散水、防じん材散布及び運搬車両の洗い場を設置するなど適切な措置をとること。 ○ 排水処理の末端が周辺の民地、田畑等に害を及ぼさぬよう処置を講ずること。

5 土採取事業に係る採取場跡地の整備に関する事項													
(1)採取場跡地の土砂等の崩壊の防止方法													
土の採取後の掘削面													
掘削面の高さ 又は深さ	○ 土の採取後、掘削された法面の一番高いところから計画地盤高さまでの高さを記載すること。												
掘削面の勾配	○ 土質に合わせて計画し記載すること。 切土の標準勾配 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>土 質</th> <th>切土高 5m 超 の場合</th> <th>切土高 5m 以下 の場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>軟岩(風化の著しいものを除く)</td> <td>60°</td> <td>70°</td> </tr> <tr> <td>風化の著しい岩</td> <td>40°</td> <td>50°</td> </tr> <tr> <td>砂利・真砂土・粘土 その他これらに類するもの</td> <td>35°</td> <td>45°</td> </tr> </tbody> </table>	土 質	切土高 5m 超 の場合	切土高 5m 以下 の場合	軟岩(風化の著しいものを除く)	60°	70°	風化の著しい岩	40°	50°	砂利・真砂土・粘土 その他これらに類するもの	35°	45°
土 質	切土高 5m 超 の場合	切土高 5m 以下 の場合											
軟岩(風化の著しいものを除く)	60°	70°											
風化の著しい岩	40°	50°											
砂利・真砂土・粘土 その他これらに類するもの	35°	45°											
掘削面に設ける 小段の幅	○ 最終法面への階段を設ける場合及び設けない場合があるが、極力、階段を設けること。なお、階段を設ける場合は、切土高 5m 以下で、階段幅は 2m 以上とする。												

5 土採取事業に係る採取場跡地の整備に関する事項	
(1)採取場跡地の土砂等の崩壊の防止方法	
<p>法面保護の方法</p>	<p>○ 下記のいずれかにより法面の緑化保護を図る方法を記載すること。 ただし森林法により伐採届けを行っている場合など、森林法の規制により法面についても植樹復元が求められている場合は、それによること。</p> <p>○ 法面の保護工法</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 萱筋工、筋芝工、植生盤等……小段肩に使用 2 種まき工 チラカシバ、カゼグサ、エノコログサ、コマツナギ、メドハギ、ヤマハギ、クロマツ、アカマツ、オヒジワ、メヒジワ、ヨモギ、センダイハギ、クローバー、クヌギ等の種子を肥土と混ぜてまく。 3 吹付工 オヒジワ、メヒジワ、ヨモギ、センダイハギ、クローバー等の牧草の種子を肥土と混ぜて吹き付ける。 4 植生盤張付工 5 岩盤法面には、葛、つた等つる性の植物を植栽すること。 6 植栽樹種 乾燥に強く土壌の緊縛力が強く気候、風土にマッチして成育するもの。 クヌギ、サクラ、ウバメカシ、クロマツ、アカマツ、ハンノキ属(ヤシヤブシ、ヒメヤシヤブシ、マヤハンノキ)ニセアカシカ、ネムノキ……暖地 イタチハギ、ハギ、エニシダ、ハコネウツギ、アキグミ……灌木につき喬木と混植 

5 土採取事業に係る採取場跡地の整備に関する事項	
(2)採取跡地の処理方法	
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 計画地盤高さにより造成された面の利用計画となり、周辺環境と調和するよう配慮すること。 ○ 他法令により採取跡地の整備について規制を受ける場合は、災害防止に留意した上で、適正な整備の方法を記載すること。 ○ 農地への復元 <ul style="list-style-type: none"> ・ 採取しようとする土地が農地の場合は農地に復元すること。ただし、農地に使用する土は、当該採取場の表土を使用するものとし、それにかかる覆土は1mまでとする。 ・ 他の土地から土を搬入する場合は、農地改良届もしくは残土条例の適用を受ける事業となるので、法面の緑化保護により土採取事業を完了してから、申請を行うこと。 ○ 森林への復元 <ul style="list-style-type: none"> ・ 採取しようとする土地が林地の場合、森林法の規定による伐採届けを行っている場合は、その規定に基づき植栽により造林すること。

6 搬出した土の搬出方法に関する事項	
(1)土の搬出方法	
	○ 搬出するダンプ車など規格等を記載すること。
(2)国道又は県道までの搬出路	
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 使用予定の道路規格等について記載すること。 ○ 交通対策としてダンプ車の通行及び採取場への出入については、交通指導員などを設けて、通行人などに配慮すること。

7 土採取事業の請負人及び現場管理者の氏名	
	○ 当該採取現場における責任者（常駐）の住所・氏名・電話番号を記載すること。

8 土採取事業の目的	
	○ どのような目的で土採取を行うのか簡潔に記載すること。

9 採取した土の搬出先の状況に関する事項	
主たる土の搬出先の所在地	○ 販売先等の住所等を記載すること。
搬出した土の処理方法	○ 土の用途（建築に伴う盛土、埋立など）について記載すること。

2 土採取事業届出書添付書類の作成

種 類	作 成 方 法
採取場の位置図	○ 縮尺 1/10,000～1/50,000 とし、道路、地勢等周辺状況が判別できるものとする。
採取場及びその周辺の状況を示した見取図	○ 縮尺 1/1,000～1/3,000 程度とし、採取区域の周辺 500m の範囲を含むものとし、住居の立地状況等周辺状況が判別できるものとする。
採取場から国道又は県道までの間の通路	○ 縮尺 1/1,000～1/3,000 程度とし、採取区域から、国道又は県道までの通路を記載すること。 ○ 道路管理上、道路使用計画書（指導要領様式第 1 号）を作成すること。
実測平面図	○ 縮尺 1/500～1/1,000 程度とし、実測した現況平面図及び求積図とする。 ○ 標高差を示す等高線を記載すること。
計画平面図 縦断面図	○ 縮尺 1/500～1/1,000 程度とし、実測平面図及び縦断面図に採取後の計画地盤面を記載すること。 ○ 法面の位置及び形状を記載すること。
土量計算書	○ 平均断面法等により土量を算出すること。
土地の公図の写し	○ 縮尺 1/500～1/1,000 程度とし、採取場及び隣接する土地を含むものとし、地番、地目及び面積を明示すること。 ○ 採取区域は朱書きすること。 ○ 作成年月日及び作者名を記載すること。
採取区域及び隣接する土地の土地登記簿謄本	○ 採取区域（進入道路含む。）内の土地及び隣接する土地の全部について、届出日前 3 ヶ月以内に発行されたものを添付すること。 ○ 採取区域（進入道路含む。）及び隣接する土地の目録書（指導要領様式第 2 号）を作成すること。
届出者の住民票及び身分証明書	○ 届出日前 3 ヶ月以内に発行されたもの。 ○ 法人の場合は、法人登記簿謄本及び代表者の身分証明書

種 類	作 成 方 法
土地の使用権原を証する書類	○ 届出者が採取区域（進入道路含む。）内の土地の所有権を有しない場合は、土地を使用する権限を証する書面（契約書の写し又は土地所有者の同意書（参考様式）等）。
隣接地権者の同意書	○ 採取区域と隣接する土地にあつては、その土地所有者の同意書（指導要領様式第3号）。
地元区長の意見書	○ 地元説明会により得られた地元区長の意見書（指導要領様式第4号）。
雨水排水計画図 （採取中・完了形）	○ 採取中の施設及び完了後の施設と別様に作成すること。 ○ 図面の縮尺にあつては、形状が判別できるものとする事。 ○ 当該排水計画の根拠となった流量計算書を添付すること。
土砂流出防止計画図 （採取中・完了形）	○ 採取中の施設及び完了後の施設と別様に作成すること。 ○ 図面の縮尺にあつては、形状が判別できるものとする事。 ○ 擁壁等を設置する場合にあつては、当該施設の構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書を添付すること。
事業経歴書	○ 過去に行った土採取事業等の経歴（期間、場所等）について記載すること。
採取区域の土質試験を行った結果に関する書類【任意提出書類】	○ 用途（販売）や災害防止計画上、採取地の土質を把握するために行った試験結果を示す書類を添付すること。 ○ 砂の採取は本事業においては行えません。
法令等に基づく許認可等を要する行為を受けたことを証する書類	○ 事業施工にあたり、この条例以外の法令等による許認可等が必要な場合には、当該許認可等の許可書等の写しを添付すること。

土採取事業規制条例届出書の必要書類チェック表

項 目		備 考
	届出書類には、インデックス等で見出しをつけること。	
	土採取事業届出書	(規則様式第1号)
1	位置図 (1/10,000~1/50,000 程度)	1/25,000 管内図可
2	採取場区域及びその周辺見取図 (1/1,000~1/3,000 程度)	
3	搬出経路図 (1/1,000~1/3,000 程度)	
	道路使用計画書	(指導要領第1号)
4	実測平面図 (1/500~1/1,000 程度)	
	求積図	
5	採取後の計画地盤面を記載した縦断面図 (1/500~1/1,000 程度)	
	採取後の計画地盤面を記載した計画平面図 (1/500~1/1,000 程度)	
	土量計算書	
6	採取場及び隣接する土地の公図写し (1/500~1/1,000 程度)	
7	採取場区域及び隣接する土地の登記簿謄本	
	土地目録書	(指導要領第2号)
8	届出者の住民票及び身分証明書 (届出者が法人の場合は、法人登記簿謄本及び代表者の身分証明書)	
9	土地の使用権原を証する書類 (契約書写し又は同意書等)	同意書 (参考様式)
10	採取場に隣接する土地所有者の同意書	(指導要領第3号)
11	地元区長の意見	(指導要領第4号)
12	雨水排水計画図 (採取中)	
	雨水排水計画図 (完了形)	
13	土砂流出防止計画図 (採取中)	
	土砂流出防止計画図 (完了形)	
14	事業経歴書	
15	土質試験に関する書類【*任意の書類】	
16	土地等の許認可等の写し (書類名:) (書類名:) (書類名:)	農振法・農地法・森林法・自然公園法等該当の場合
	埋蔵文化財の所在の有無及びその取扱について (回答) の写し	教育委員会
17	委任状	委任する場合

提出部数 届出書に上記書類及び図書を添付し、正1部、副1部

IV 指導技術基準

1 掘削について

(1) 採取工法

- ・ 採取工法は、通常「階段式工法」「傾斜式工法」「平面式工法」で行い、いわゆる「エグリ掘り」は行わないこと。
- ・ 採取途中の災害防止に努めるものとし、極力「切下げ方式」を採用し、採取中の法面は、最終法面のような安定法面を確保すること。

(2) 隣地との距離（保安距離）

ア 保安距離の基準

最小限度 2m 以上とし、隣地に宅地、国道、県道、農道、市道、認定外道路並びに鉄道及び鉄塔の敷地がある場合は、5m 以上、隣地に屋根等の建物がある場合は、当該建物の軒下から 10m 以上の距離をとること。

イ 茨城県建築基準条例に基づくがけ周囲における建築規制

勾配が 30 度以上かつ高さが 2m を超える法面は、茨城県建築基準条例（昭和 36 年茨城県条例第 21 号）に定める「がけ」となり、がけの周囲に建築規制が生じること留意して、保安距離を確保すること。

ウ 保安距離確保の例外

- ・ 保安距離を確保する目的は、隣接地等に掘削の影響を及ぼさないためである。したがって、隣接地等に影響がなく、同じ高さまでの掘削であれば 2m 未満でもよい。
- ・ 森林法に基づく林地開発許可等を受けて行う事業については、災害防止に関する基準の審査を受けているため、上記の基準は適用しない。

(3) 最終法面

最終法面は、階段を設ける場合及び設けない場合があるが、極力、階段を設けること。なお、階段を設ける場合は、切土高 5m 以下で、階段幅は 2m 以上とする。

(4) 掘削の深さ

掘削の深さは、掘削する場所の周辺の土地のうちの最も低い部分よりも低くしないものとする。

(5) 切土の標準勾配

切土の標準勾配は、土質及び切土高に応じ、別表「切土の標準勾配」に示す角度以下にすること。ただし、1 日の作業終了時の勾配が、標準勾配に達する見込みの場合は、土質・気象条件・作業機械の能力等を勘案し、標準勾配の 10% を超える範囲内で、掘削することを許容してよい。

別表

切土の標準勾配

土質	切土高 5m 超の場合	切土高 5m 以下の場合
軟岩（風化の著しいものを除く。）	60°	70°
風化の著しい岩	40°	50°
砂利・真砂土・粘土その他これらに類するもの	35°	45°

2 災害防止等について

(1) 崩壊防止対策

- ・ 現場責任者は、絶えず地山の亀裂・陥没等の異常の有無並びに含水、湧水の状態を監視するとともに、計画的採取に努めること。
- ・ 1日の作業終了時に、落石、倒木のおそれある浮石や立木がある場合は、その日のうちに除去すること。
- ・ 気象状況に絶えず留意し、早目に作業中止するとか危険箇所の処置をする等適切な措置を講ずること。

(2) 土砂流出対策

土採取中、集中豪雨その他の原因で土砂が付近に流出しないよう事業地内の土砂による土俵積や土盛堤又は柵等の仮設工を行い完了後も土砂流出のおそれがある場合は、コンクリート擁壁又は事業地内の土砂による土盛堤施設を築造し、土砂の流出に対処すること。

(3) 排水施設

- ・ 土採取中、表面水によってのり面が洗掘されたり崩壊したりするおそれのある場合は、のり肩に接する地山に、のり肩に沿って素掘側溝、コンクリートトラフ等による排水溝を設置し、地山よりの流水がのり面に流れ込まないように処置すること。また、完了後は、のり肩線又は小段に集排水施設を設け縦排水溝、斜水溝、更に接合点には集水桝等も考慮して円滑に排水すること。
- ・ 湧水によってのり面が洗掘されたり崩壊したりするおそれのある場合は、水抜きのための水平孔、盲渠等を設置して湧水の排除措置を講ずること。

(4) 採取跡地の保全対策

採取行為を完了し又は廃止したときは、跡地の崩壊を防止するため、法面には保護工を施行すること。なお、必要に応じてふんじん発生防止を計ること。

(5) 跡地の利用計画

- ・ 採取跡地の利用計画は、周辺の環境と調和するよう配慮すること。また採取しようとする土地が農地の場合は農地に復元すること。ただし、農地に使用する土は、当該採取場の表土を使用するものとし、それに係る盛土は、1m までとする。
- ・ 他の土地からの土を搬入する場合は、農地改良届、及び残土条例の適用を受けるものとなり、法面の緑化保護後、土採取事業を完了し、新たに、残土条例等の許可申請を行うこと。

3 公害及び保安対策について

(1) 標識

届出標識及び危険標識は、それぞれ見やすい位置に設置して危険度の減少に努めること。なお、標識の材質について、脚の材料は杉角材（2 寸 5 分）を使用。板材はベニヤ合板を使用し、平トタンに白ペンキを塗った下地に黒で枠を取り黒で記載すること。

(2) 立入禁止柵

採取場内は、一般の立入りを禁じ、周囲は有刺鉄線柵、トタン塀、板塀等によって囲い、出入口には扉を設け標識をつけること。

(3) 騒音対策

始業・終業の時間を明確にして騒音公害になるような早朝、深夜作業は行わないこと。

(4) ふんじん等の対策

採取場からのふんじん、運搬路から生ずるホコリ等が周辺的生活環境を阻害しないよう散水、防じん材散布及び運搬車両の洗い場を設置する等適切な措置をとること。また、排水処理の末端が周辺の民地、田畑等に害を及ぼさぬよう処置を講ずること。

4 交通対策について

(1) 交通整理員の配置

運搬車の公道への出入口等必要な箇所には、交通整理員を配置して、交通の危険、渋滞の除去に当たり主要な通学・通園路に当たる箇所については、特に安全上の配慮をすること。

(2) 道路汚損対策

積込場所において規定積載量を超えないよう留意するとともにふんじん防止のため、車両には必ず全面シートを装置し、路面を汚損したときは、速やかに清掃すること。

5 緑の保護と緑化について

(1) 樹木の保存

樹木のうち、景観上その他の見地から重要と思われるものについては、極力その全部又は一部の保存を図ること。

(2) 採取跡地の緑化

採取跡地の法面については、原則として緑化することとし、周辺の状況、掘削前の状態を考慮して次のとおり植樹、植草等を行うこと。

- ・ 採取に当たり、山林の一部を伐採し付近の景観を悪化させた場合は、植樹、植草を併用して行い緑の復元を図るものとする。
- ・ 上記以外の場合は、植草・種子吹付けを行うものとする。

(3) 法面の保護工法

法面の保護工法は、次を参考にして適切に行うこと。

(参考)

斜面の保護工法

- 1 萱筋工、筋芝工、植生盤等……小段肩に使用
- 2 種まき工
チラカシバ、カゼグサ、エノコログサ、コマツナギ、メドハギ、ヤマハギ、クロマツ、アカマツ、オヒジワ、メヒジワ、ヨモギ、センダイハギ、クローバー、クヌギ等の種子を肥土と混ぜてまく。
- 3 吹付工
オヒジワ、メヒジワ、ヨモギ、センダイハギ、クローバー等の牧草の種子を肥土と混ぜて吹き付ける。
- 4 植生盤張付工
- 5 岩盤法面には、葛、つた等つる性の植物を植栽すること。
- 6 植栽樹種
乾燥に強く土壌の緊縛力が強く気候、風土にマッチして成育するもの。
クヌギ、サクラ、ウバメカシ、クロマツ、アカマツ、ハンノキ属（ヤシヤブシ、ヒメヤシヤブシ、マヤハンノキ）ニセアカシカ、ネムノキ……暖地
イタチハギ、ハギ、エニシダ、ハコネウツギ、アキグミ……灌木につき喬木と混植

V 事業着手後の手続き等について

1 変更の届出

次の事項を変更しようとするときは、条例第6条の規定に基づき変更届出手続きが必要です。

変更内容		変更の具体例	届出時期
1	採取場の区域	採取区域の拡大	変更前
2	採取する土の量及び採取期間	採取期間の延長	
3	事業の方法及び土採取事業のための施設に関する事項	保安距離の変更	
4	土砂の崩壊、流出等の防止のための方法及び施設に関する事項	土砂流出防止策の変更 排水処理方法の変更	
5	採取場跡地の整備に関する事項	法面・法面保護の変更 跡地の処理計画の変更	
6	土の搬出方法に関する事項	搬出路の変更	
7	事業主の住所・氏名・代表者		変更後 遅滞なく
8	請負人及び現場責任者の氏名		
9	土採取事業の目的 土の搬出先の状況に関する事項		

(1) 事前協議

変更届出書を提出する前に要領に基づく事前協議手続きが原則必要となります。

ア 手続きの流れ

新規の届出の際と同じ手続きになりますので、「II 事前協議から届出までの手続きについて」(P7)を参照してください。

イ 提出書類

事前協議申出書及び事前協議申出に係る添付書類のうち変更に係る書類を提出してください。

(2) 変更届出

ア 提出時期

変更届出は、事前協議の終了の通知を受けた後に提出してください。

イ 提出書類

土採取事業変更届出書（規則様式第 2 号）及び届出書添付書類のうち変更に係る書類を提出してください。

採取区域及び進入路の土地所有者に変更がない場合であっても、土地所有者の同意書（参考様式）を再度提出してください（事業内容が変更になることから改めて土地所有者の同意が必要です。）。

ウ 提出部数

提出部数は正本 1 部、副本 1 部です。

(3) 注意点

変更届出書を提出しないで採取区域の拡大等をした場合は、事業停止のうえ是正が必要となるので注意してください。

2 完了の届出等

(1) 完了届

土採取事業（跡地の整備を含む。）を完了した日から 10 日以内に完了届出書（規則様式第 3 号）に土地所有者の承諾書（参考様式）及び完了写真（法面・跡地整備がわかるもの。）を添えて提出してください。

(2) 廃止（停止）届

土採取事業を廃した日又は停止した日から 10 日以内に廃止（停止）届出書（規則様式第 3 号）に土地所有者の承諾書を添えて提出してください。

廃止届を提出する場合は、廃止後の採取区域の構造及び採取跡地の整備を示す図面を添付すること。

停止届を提出する場合は、採取区域外への土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するための措置を示す図面を添付すること。

(3) 再開届

停止した土採取事業を再開した日から 10 日以内に土採取事業再開届（任意様式）を提出してください。

3 地位の承継の届出

土採取事業の届出を行った者の地位を承継したときは、その日から 30 日以内に承継届出書（規則様式第 5 号）に土地所有者の承諾書、承継の事実を証する書類及び承継者の法人登記簿謄本等を添えて提出してください。

4 標識及び勾配表示杭等の設置

土採取事業を行う者は、標識（規則様式第 4 号）を、当該採取区域の出入口付近の見やすい場所に掲示してください。

また、隣接地との保安距離及び勾配表示杭を採取区域の最低 4 つ角に掲示し、かつ、計画地盤高さを表示する杭を最低 1 箇所設置してください。

5 土採取事業状況報告

土採取事業者は、毎年 9 月にその進捗状況について、土採取事業状況報告書（指導要領様式第 5 号）により市長に報告してください。

6 書類の備付及び閲覧

土採取事業者は、当該届出書の写し、規則第 6 条で定める書類を、採取区域内又は、最寄の事務所に備え置いてください。

また、生活環境の保全や災害の防止上利害関係を持つ採取区域の周辺住民等から求められたときは、それらの書類を閲覧させること。

銚田市土採取事業規制条例に関するお問い合わせ窓口

銚田市 建設部 都市計画課 都市計画係

〒311-1592

銚田市銚田1444番地1 銚田市役所2階

電話 0291-33-2111 (代表)

ファックス 0291-32-4443